

平成26年度

所管事項の概要

平成26年5月

教育委員会

目 次

教育総務課	1
予算経理課	3
教職員課	4
福利・給与課	6
学校施設課	8
高校教育課	9
小中学校教育課	11
特別支援教育課	14
生徒指導課	17
人権教育課	19
保健体育課	21
社会教育・文化財保護課	24
研修企画・支援課	29
研修推進課	31

《教育総務課》

課長 荒木 敏之
(電話 059-224-2946)

1 教育委員会の会議

毎月、定例の委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の委員会を開催し、議案等を審議します。

2 教育行政の総合企画及び連絡調整

教育行政の長期計画、重要施策の策定及びその推進に関する総合企画、連絡調整を行います。

- (1) 「三重県教育ビジョン」の推進と進行管理
- (2) 「みえ県民力ビジョン」の推進と進行管理（教育委員会関係）
- (3) 重要事業の策定に関する総合調整
- (4) 懸案事項の処理状況の把握とその進行管理
- (5) 陳情及び請願に関する総合調整

3 広聴・広報事務

教育に関する県民のニーズや意見を把握するとともに、教育施策を広く周知するため、広聴・広報活動を行うほか、連絡調整を行います。

- (1) 教育委員会ホームページの管理
- (2) 「学校名簿」の作成

県内の幼・小・中・高・特別支援学校、高専、短大、大学の所在地等をまとめて教育委員会ホームページに掲載し、教育関係者の利用に供します。

- (3) 教育委員会に係る広聴・広報活動の連絡調整

4 教育委員会公報の発行

教育委員会公報発行に関する規則に基づき、教育委員会の定める規則、告示のほか、規程、訓令、公告等の公表を要するものをまとめて公表します。

5 公益法人等の監督及び指導

教育委員会関係の公益法人、移行法人、特例民法法人に対する監督、指導を行います。

6 教育功労者の表彰

学校教育、社会教育、文化、学校保健、教育行政の各分野において、功績が顕著な者を教育功労者として表彰します。

7 後援名義の使用承認

教育委員会関係の後援名義使用の承認を行います。

8 教育行政相談

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政相談窓口を設置し、県民からの相談に対応します。

9 情報業務の推進及び調整

教育委員会の情報業務の推進や電子情報のセキュリティー対策を行います。

10 「学校情報ネットワークシステム」の管理運営

県立学校のすべての教職員が教育活動でパソコンを活用できるインフラとしての「学校情報ネットワーク」を管理運営するとともに、老朽化に伴う情報機器の更新を行います。

11 危機管理の推進

教育委員会や公立学校の危機管理を推進します。

12 防災の推進

教育委員会の防災体制を確立し、公立学校の防災教育・防災対策を推進します。

13 教育改革の総合的な推進

社会の変化や多様な学習ニーズに対応するため、県立高等学校の活性化や公立・私立の高等学校のあり方に係る検討など、自立する力、共に生きる力を育むための教育改革を総合的に推進します。

14 三重県教育改革推進会議

国が進める教育改革の動きをふまえ、本県の教育改革に関する重要な事項等について、多面的、専門的な見地から調査を行い、広い視野から審議します。

15 「県立高等学校活性化計画」の推進

平成25年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」に基づき、県立高等学校の活性化を推進します。

16 県立高等学校の募集定員の策定

今後、中学校卒業生数の減少が続くことが予想されることから、三重県公立高等学校協議会などにおいて、中長期的な展望に立った協議を継続的にを行い、適正な募集定員を策定します。

《予算経理課》

課長 中西 秀行
(電話 059-224-2943)

1 教育委員会の予算・経理

教育委員会の予算を調整し、事務局の経理をとりまとめます。

2 県立学校運営費

県立学校運営費の効率的な執行を促し、適切な管理を行います。

3 修学支援制度

勉学意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等の修学が困難になっている者に対し修学奨学金を貸与するなど、修学の支援を行います。

4 教育費の負担軽減【新規】

教育に係る経済的負担軽減の適正な実施を図るため、高等学校就学支援金と高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の円滑な支給を行います。

《教職員課》

課長 梅村 和弘
(電話 059-224-2956)

1 教職員の適正配置

(1) 定数策定と教員配置

公立学校の学級編制及び教職員の定数を国の配置基準を標準として定めるとともに、各学校における児童生徒の学力定着、進路指導、生徒指導等を支援するための教員を配置します。

(2) 少人数教育の推進

国における小学校1年生での35人学級編制のもと、小学校1、2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人、各学校の実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可能)を引き続き実施します。

平成24年度からは、国の加配定数を活用し、小学校2年生の36人以上学級を解消しています。

あわせて、小中学校において、少人数授業などを実施するための教員を配置し、各学校の実情に応じた取組を支援するなど、きめ細かな教育を支援します。

(3) 教職員の人事

教職員一人ひとりが能力や意欲を十分に発揮し、児童生徒の視点に立った教育を一層推進することができるよう、校長の意見を十分尊重して教職員の人事配置を適切に行います。

2 教職員の採用

筆答試験(教養、専門)とともに、技能・実技試験、集団面接、個人面接など、適性や人物評価を重視した選考を実施し、教員としてふさわしい優れた人材を採用します。

教員採用選考試験	第一次選考試験	7月19日
	第二次選考試験	8月16日～29日

3 教職員の資質向上

(1) 免許状の検定、授与

教育職員免許状の検定事務等を行い、免許状を授与します。

(2) 教員免許更新

平成21年4月1日から導入された教員免許更新制を円滑に実施します。

(3) 免許法認定講習の開設

教職員の資質向上のため、特別支援学校教諭免許状や上級免許状の取得に必要な単位を修得するための講習を開設します。

(4) 指導が不適切である教員等への対応

指導が不適切であると考えられる教員や職務遂行能力等に課題があると考えられる職員への研修等を実施し、指導改善や職務遂行能力の向上等を図ります。

(5) 新たな人事評価制度の構築

地方公務員法の一部改正に伴い、能力及び実績に基づく新たな人事評価制度の構築について、検討を進めます。

4 教職員の再任用

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を活用するなどの観点から、定年退職者で働く意欲と能力を有する者の再任用制度を継続し、適切に対応します。

5 教職員人事管理システムの運用管理

教職員人事管理システムを適正に運用し、各学校における人事配置、定数管理、人事異動、採用試験等の業務の簡素化・効率化を図ります。

6 事務局の適正な組織運営と職員の配置

教育委員会事務局の組織・定数の適正化を図るとともに、教育行政を円滑に、また効果的に推進するための職員を配置します。

7 教職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、公務又は通勤に起因する教職員の災害に対する補償を行います。

8 教職員に関連する争訟への対応

教職員に関わる争訟事務を担当し、処分等の適法性、妥当性について、適切に対応します。

9 教職員が働きやすい環境づくり

教職員にとって働きやすい環境としていくため、総勤務時間の縮減につながる業務の簡素化・効率化、勤務条件の改善等を進めます。

《福利・給与課》

課長 紀平 益美
(電話 059-224-2950)

1 教職員の給与

- (1) 公立学校職員の給与管理及び支給に関する事務を行います。
- (2) 公立学校職員の給与及び旅費の制度に関する事務を行います。
- (3) 公立学校職員の給与、その他人件費等の予算経理及び決算に関する事務を行います。
- (4) 義務教育費国庫負担金等の申請、請求及び決算経理に関する事務を行います。

2 教職員の福祉対策

(1) 県立学校教職員の健康管理

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく健康診断を実施し、決定された指導区分に基づき必要な健康指導を行います。

(2) 教職員安全衛生管理体制の整備

「三重県立学校職員安全衛生管理規程」に基づき、県立学校における健康管理体制を整備し、あわせて各市町教育委員会による安全衛生管理体制の整備を支援します。

また、「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、県立学校教職員に過重労働対策を実施します。

(3) 教職員のメンタルヘルス対策

心の健康問題の早期発見と適切な対応及び再発防止のために「三重県公立学校教職員精神保健管理実施要綱」に基づき、精神保健に関する普及啓発、相談事業、研修事業、健康審査会、職場復帰支援等を行います。

(4) 児童手当の支給

「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に平成24年度における児童手当法の一部を改正する法律」に基づき、中学校修了前の子どもを養育している教職員に対し、児童手当を支給します。

(5) 教職員住宅の管理

教職員の福祉に資するため、教職員住宅の維持管理を行います。

(6) 勤労者財産形成貯蓄事業

勤労者財産形成促進法に基づき、小・中学校教職員の一般財形貯蓄、年金財形貯蓄、住宅財形貯蓄の手続を行います。

(7) 教職員生涯生活設計の支援

教職員及び退職者が生涯生活を自ら充実できるよう、三重県教職員等生涯生活設計第4次推進計画に基づき、ライフプランセミナー等を実施します。

(8) 公立学校共済組合事業

公立学校共済組合は、「地方公務員法第43条」及び「地方公務員等共済組合法」に基づき設置されており、組合員及び家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、医療給付、年金給付、人間ドック等の健康保持増進事業及び宿泊施設の管理運営等の事業を実施します。

(9) 一般財団法人三重県公立学校職員互助会事業

公立学校職員互助会は、「三重県公立学校職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されており、会員及び家族の医療補助、各種給付、貸付事業等を実施します。

《学校施設課》

課長 釜須 義宏
(電話 059-224-2955)

1 県立学校の施設整備

(1) 耐震対策

安全な学校づくり及び地域の避難所としての機能確保のため、非構造部材(※)の耐震対策を行います。

(2) 高等学校の活性化にかかる施設の整備

県立高等学校活性化計画に対応した施設整備を行います。

(3) 特別支援学校の施設整備

県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)に対応した施設整備を行います。

(4) 老朽施設の改修等

老朽化した施設・設備の改修やバリアフリー化に向けた対応を行います。

2 県立学校の財産管理

(1) 学校施設の修繕

建物の維持管理のため、校舎等の修繕を行います。

(2) 学校施設の保守点検、管理

電気設備、合併浄化槽、給排水施設等の保守点検、管理を行います。

3 市町等立学校の施設整備の支援

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく国庫負担等事業の適正な執行のための支援を行います。

4 市町等立学校の設置及び廃止等の認可・届出

学校教育法第4条の規定による設置、廃止等の認可等を行います。

※ 非構造部材とは、柱、梁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、窓ガラス、設備機器、家具等を指します。

《高校教育課》

課長 長谷川 敦子
(電話 059-224-3002)

1 確かな学力等の育成

- (1) グローバル化が急速に進展する中、将来、国際的な舞台上で積極的に活躍・発信できるよう、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、主体的に行動する「主体性」、郷土への愛着と誇りを持ちつつ、異なる文化・伝統に立脚する人々とも協働しながら成長し新しい社会を創造する「共育力」、外国語で積極的にコミュニケーションを図る「語学力」の育成を図ります。
 - ・高校生グローバル教育推進事業【新規】
- (2) 理数及び英語教育の充実に向けて取り組む県立高等学校を指定し、先進的・発展的な学習を進めるとともに、科学オリンピック大会や、英語スピーチ・スキットコンテスト等を実施します。また、専門高校を中心に、より高度な技術の習得や難易度の高い資格の取得等を目指せるよう、大学や企業等との連携、さらには学科間の連携、及び指導方法の研究を行います。
 - ・「志」と「匠」の育成推進事業
- (3) 県立高等学校の生徒に対し、義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、研究指定校において生徒の学力や学習状況等を把握するとともに、課題の洗い出しとその分析を行い、教材開発や効果的な指導方法等を研究します。
 - ・高校生学力定着支援事業
- (4) 核家族化が進行し、世代間や地域の結びつきが弱くなる中、生徒が将来の家庭生活や家族の大切さについて認識を深めるよう、県立高等学校において、ライフプランに係る講演会の実施やリーフレットの配付、幼稚園や保育園における実習等を進めます。
 - ・高校生ライフプラン教育推進事業【新規】

2 国際理解教育及び外国人生徒教育の推進

- (1) 語学指導等を行う外国青年を招致し、国際理解教育を充実します。
 - ・語学指導等を行う外国青年招致事業
- (2) 年々増加する日本語指導が必要な外国人生徒に対応するため、拠点となる県立高等学校に外国人生徒支援専門員（2名）を配置し、高等学校におけるJSLカリキュラムの開発と取組の充実を図り、三重県モデルの確立を目指すとともに、進路指導や教育相談等の支援に取り組みます。
 - ・社会的自立を目指す外国人生徒支援事業

3 産業教育の充実

三重県地方産業教育審議会や、平成27年に開催する全国産業教育フェア三重大会に向けた準備委員会等を開催し、産業教育の充実を図ります。

- ・全国産業教育フェア準備委員会事業【新規】

4 キャリア教育の推進と就職対策

地域と連携して小・中・高等学校の体系的なキャリア教育を推進し、児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するとともに、キャリア教育の有効な取組である就業体験（職場体験、インターンシップ、デュアルシステム、しごと密着体験等）の拡大・充実を図ります。

また、高校生の進路実現が図られるよう、関係機関と連携した就職対策や、進学対策として課題を共有する学校間のネットワークを充実します。

- ・キャリア教育実践プロジェクト事業
- ・高校生就職対策緊急支援事業

5 文化芸術活動の推進

各校の文化芸術活動を通じて、生徒の創造力の育成と専門的な技能の向上を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成します。

- ・高校芸術文化祭事業

6 教育設備の充実

産業教育用設備、理科教育用設備等の計画的な整備を図るとともに、老朽化の著しい機器を更新します。

- ・職業教育設備費
- ・理科教育等設備整備費

7 情報教育に係る設備の充実

パソコン教室の機器を更新するとともに、高等学校案内ホームページの更新や、県立学校の図書館資料共有ネットワークの運用管理を行います。

- ・情報教育充実支援事業

8 学校評価の推進

平成24年度から全県立学校に学校関係者評価を義務化しました。各校の自己評価を検証し、精度を高めるとともに、学校関係者の学校運営や教育活動への参画が促進されるよう支援します。

9 入学者選抜事務

入学者選抜を円滑に実施するため、実施要項を作成するとともに、中学校及び県立高等学校を対象に事務説明会を実施します。

《小中学校教育課》

課長 鈴木 憲
(電話 059-224-2963)

1 みえの学力向上県民運動の推進

学校・家庭・地域が、県民運動の基本方針を踏まえ、それぞれの役割を認識するとともに、当事者意識を持ち、教育力を高めながら、主体的な取組を県民総参加で推進することで、三重の子どもたちの学力向上を図ります。

- (1) 各主体の取組の連携を深め、運動のさらなる浸透、充実を図るため、「みえの学力向上県民運動フォローアップイベント」を開催します。(平成26年12月19日(金)予定)
- (2) 子どもたちの学力向上に向けた取組方策について、様々な視点から幅広く議論する「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催します。(3月頃を予定)
- (3) 県民運動の取組を周知・啓発するため、広報・PR活動を進めるとともに、地域で開催される「開かれた学校づくり」や「読書活動の推進」等に関する研修会の講師として推進会議の委員を引き続き派遣し、市町等の取組に対する支援を行います。
- (4) 基本方針の3つ取組の視点「1. 主体的に学び行動する意欲」、「2. 学びと育ちの環境づくり」、「3. 読書をとおした学び」に沿った取組を進め、「みえの学び場」を広げていきます。

・みえの学力向上県民運動推進事業

2 学習指導の充実

(1) 学力の定着・向上

市町教育委員会と連携して小中学校で全国学力・学習状況調査、「みえスタディ・チェック」の活用を促進し、教育指導の改善を継続的に行うとともに、きめ細かく行き届いた少人数教育を推進するなど、子どもたちの学力の定着・向上を図ります。

また、平成25年度に作成した「授業改善モデル」の活用を促進し、各学校における授業改善の取組の充実を図るとともに、授業や家庭学習等で活用できる「ワークシート」を作成します。

- ・「確かな学力」を育む総合支援事業
- ・フューチャー・カリキュラム実践研究事業

(2) 道徳教育の推進

道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、学校・地域の実態等に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組に対して支援を行うとと

もに、その結果得られた道徳教育に関する成果等の普及を促進します。

また、道徳教育用教材「三重県 心のノート」、「私たちの道徳」等、教材の適切な活用を支援することにより、道徳教育の一層の充実を図ります。

- ・道徳教育総合支援事業

(3) 指導主事による学校等への指導・支援の充実

児童生徒の学力向上などの教育効果を上げるため、市町教育委員会と連携を図り指導主事が学力の定着に課題を抱え主体的に課題改善に取り組む学校を中心に訪問するほか、地域別に会議を実施し、各学校への指導、助言及び支援を行います。

(4) 教科用図書の適正かつ円滑な採択及び給与

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択事務が公正かつ適正に行われるよう教科用図書選定審議会を開催するとともに、教科用図書展示会等を実施します。

また、すべての義務教育諸学校を対象に説明会を実施して、給与事務の円滑な実施を図ります。

(5) グローバル人材の育成

平成26年2月に策定した「グローバル三重教育プラン」の一環として、国際社会で活躍する人材を育成するため、小学校3年生から「聞くこと」「話すこと」を中心とした英語教育をすすめる、コミュニケーション能力の素地を養います。中学校における「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の育成を見据え、小学校においてALTを活用し、フォニックスを取り入れた英語指導法の実践的な研究を行います。

- ・小学校における英語コミュニケーション力向上事業【新規】

(6) 土曜日の授業について

県教育委員会が示す基本的な考え方にに基づき、県内の公立小中学校における土曜日の授業の実施を推進していきます。また、各市町における取組状況等を把握するとともに、成果や課題を収集し、土曜日の効果的な活用について支援していきます。(4月15日現在 県内21市町で実施)

- ・土曜授業推進事業【新規】
- ・地域による土曜日等の教育支援事業【新規】

3 開かれた学校づくりの推進

(1) 保護者や住民等の学校運営や教育活動への参画の促進

コミュニティ・スクールや学校関係者評価等の導入及び取組の充実を図り、保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への参画を促進し、地域と

ともにある学校づくりを推進します。

- ・地域と協働する学校運営支援事業

(2) 地域による学校支援の体制づくりの推進

地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域で支える教育活動を推進します。

- ・地域による学力向上支援事業
- ・補習等のための指導員等派遣事業【新規】

(3) 地域資源を活用した郷土教育の推進

三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して推進することにより、子どもたちの郷土を愛する心を育むとともに、誇りと自信を持って三重の良さを発信できる人づくりを進めます。

- ・「ふるさと三重」郷土教育推進事業

4 外国人児童生徒教育の充実

(1) 就学支援及び受入体制の整備

外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援します。

- ・就学促進員を活用した就学案内・相談
- ・「初期適応指導教室」（日本語の初期指導等を集中的に行う機関）の取組への支援

(2) 初期の日本語指導及び学校生活への適応指導の充実

生活言語の習得に必要な初期の日本語指導や、学校生活への適応指導の充実を図ります。

- ・外国人児童生徒巡回相談員の配置
- ・外国人児童生徒教育専門員の配置

(3) 学習言語習得のための効果的な日本語指導及び進路指導の推進

日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（J S Lカリキュラム）の実践研究を進め、三重県モデルの確立をめざします。

- ・外国人児童生徒のための教科指導研究事業
- ・進路ガイダンスの開催

《特別支援教育課》

課長 東 直也
(電話 059-224-2961)

1 早期からの一貫した教育支援体制整備事業

(1) 早期からの教育支援の充実

発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒について、情報引継ぎツール「パーソナルカルテ」を活用し、早期からの一貫した相談・支援体制の構築を進めます。

- ・パーソナルカルテ推進強化市町の指定 11市町
- ・推進強化市町における連絡協議会、研修会等の開催

(2) 特別支援学校のセンター的機能の発揮

地域の小中学校における研修会や就学にかかる教育相談等、組織的な指導・助言の充実を図ります。

- ・小中学校等の要請に応じた特別支援教育コーディネーターの派遣

(3) 就学に係る支援の充実

三重県障害児就学指導委員会条例に基づき、障がいのある子ども及び保護者への早期からの一貫した支援体制を整備し、円滑な就学を推進します。

- ・市町の就学支援と連携した就学相談・教育相談
- ・市町等就学指導委員会連絡会議等の開催 県内5地区各2回
- ・三重県障害児就学指導委員会及び専門員会議の開催 各1回

(4) 教員の専門性の向上

特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催し、市町及び県立学校において特別支援教育を推進する中核的な役割を担う人材の育成を進めます。

(5) 高等学校における発達障がいのある生徒への支援

高等学校における巡回相談を実施し、適切な指導と支援を充実させます。

- ・県立高等学校への発達障がい支援員の配置 5名
- ・県立高等学校2校をモデル校として指定し、障がい特性に応じた効果的な指導・支援方法のあり方に関する研究の推進

(6) 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒及び保護者を支援するため支援員を派遣し、子どもの学習支援や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」等の翻訳、個別面談における通訳など、幼児児童生徒の学習支援や生活支援を行います。

- ・外国人児童生徒支援員 ポルトガル語 1名
スペイン語 1名

2 特別支援学校メディカル・サポート事業

口腔・鼻腔内等の喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを要する児童生徒が在籍する特別支援学校において、教育と健康を支え、精神的自立を促し、付き添う保護者の負担軽減を図るため、教員が常勤講師（看護師免許所有）と連携・協力しながら医療的ケアを実施します。

3 特別支援学校就労推進事業

(1) 特別支援学校就労推進事業

特別支援学校の生徒が、職場実習先を自己選択・決定できる受入企業を十分に確保するため、企業経験豊かな外部人材を活用して、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を充実させるとともに、関係部局、企業、NPO等と連携し、就労支援体制の整備を進めます。

- ・キャリア教育マネージャーの配置 1名
- ・キャリア教育サポーターの配置 6名

(2) 特別支援学校版キャリア教育プログラム構築事業

特別支援学校の教育課程の改編を進め、職業に係るコース制を導入する学校の拡大、早期からの職場実習の実施、生徒の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの実施など、学びが就労に直結する特別支援学校版キャリア教育プログラムの構築を推進します。

4 特別支援学校スクールバス等運行委託事業

特別支援学校の通学バスを運行することにより、児童生徒の通学手段と安全を確保します。

(合計 43台)

城山特別支援学校	3台	稲葉特別支援学校	4台
盲学校	1台	玉城わかば学園	6台
度会特別支援学校	4台	杉の子特別支援学校及び同石薬師分校	
西日野にじ学園	4台		4台
伊賀つばさ学園	4台	北勢きらら学園	6台
くわな特別支援学校	3台	東紀州くろしお学園	3台(分校1台)
県有(リフト付)	1台		

5 特別支援学校スクールバス整備事業

特別支援学校における在籍児童生徒数の増加への対応や長時間通学を解消するために、スクールバスを計画的に配備することにより、通学環境の整備を進めます。

6 特別支援学校学習環境等基盤整備事業

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づき、特別支援学校の緊急課題や適正規模化及び配置等の諸課題に対応するために、学習備品や消耗品等の整備を進め、学習環境の基盤整備を推進します。

7 特別支援学校教育内容充実事業

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定及び「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づく整備を円滑に進めるため、市町等関係機関及び特別支援学校との情報共有及び連携を図ります。また、三重県こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校のセンター的機能の役割について検討します。

特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加にともなう学校施設の狭隘化等の課題に対応するために、教育施設を借用し教育環境の充実を図ります。

8 特別支援学校就学奨励費

特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、特別支援学校の幼児児童生徒の就学による保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励に取り組みます。

9 特別支援学校給食調理・配送業務委託事業

特別支援学校に在籍する様々な障がいのある児童生徒に、学校管理下において、その実態に即した給食が実施できるよう、調理・配送の委託を行います。

《生徒指導課》

課長 田渕 元章
(電話 059-224-2332)

1 いじめを許さない「絆」プロジェクト事業

深刻化するいじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、児童生徒の実態把握を基にした子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めます。取組内容として、ピア・サポート、エンカウンター、ソーシャルスキル等に加えて、予防教育を推進します。また、各市町の推進校区を中心とした研修会を充実するために、要請に応じて専門家の講師を派遣したり、県教育委員会指導主事が指導助言にあたります。

2 スクールカウンセラー等活用事業

学校の相談体制を充実するとともに、関係機関との連携により課題の解決を図るため、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを、小中学校及び高等学校に配置及び派遣し、さまざまな生徒指導上の問題解決のための取組を進めます。

※ スクールカウンセラーの配置 514 校（小 320 校、中 158 校、高 36 校）

[注] 学びの環境づくり支援事業を含む

※ スクールソーシャルワーカーの配置 7 名（県教育委員会に配置）

3 学びの環境づくり支援事業

子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、従来のスクールカウンセラー活用事業の取組に加え、中学校区を単位として重点的に取り組む校区にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の途切れのない支援を進めるなど、教育相談体制の充実・活性化を図ります。

※ スクールカウンセラーの配置 59 校（小：44 校、中：15 校）

4 生徒指導特別指導員活用事業

生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員（警察経験者及び教員経験者等）を小中学校及び高等学校に派遣し、学校や生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題行動に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を行います。また、各地における学校警察連絡協議会の連携推進等のための研修を実施します。

※ 生徒指導特別指導員 1 2 名（県教育委員会に配置）

5 いじめ・不登校対策事業

不登校の未然防止を図るため、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について

調査研究を行い、実践研究校における成果や取組を県内の学校等に周知します。また、フリースクール等民間施設との連携を進めている市町を支援することにより、公民一体となった不登校児童生徒の活動スペースを広げる取組を推進します。

6 学校問題解決サポート事業

学校だけでは解決できない生徒指導上の問題に対応するため、「学校問題解決サポートチーム」を学校に派遣して指導・助言するとともに、弁護士等と連携して、問題解決に向けた支援を行います。また、さまざまな課題に対して適切な初期対応ができる力量を高めることをねらいとした講座を各校種1回ずつ開催し、学校の対応力の向上を図ります。

7 スマートフォンの危険から子どもを守る事業【新規】

日々変化を続けるケータイ・ネット問題の現状を整理し、ケータイ・ネットの検索、監視等を通じ学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制を構築します。

また、子どもたちに対する情報モラル教育を推進するため、教員に対して指導資料を作成するとともに、小学校4年生から中学校1年生を対象に、モデル小学校10校において、情報モラル・リスクに対する能力を育成する「ネット検定」を実施します。

8 学校安全推進事業【一部新規】

通学路の安全対策を進めるため、市町単位で実施する連絡協議会や特に対策が必要な学校に通学路安全アドバイザーを派遣し、指導助言を行います。また、高校生の防犯意識を高め、危機予測や回避能力を高めるための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員研修を通して、防犯教育の推進を図ります。

さらに、県内4地域（5市町）において、地域安全マップづくりに係る講習会を実施し、学校における地域安全マップづくりの取組を支援します。

《人権教育課》

課長 小松 貞則
(電話 059-224-2732)

「三重県人権教育基本方針」に基づき、学校および地域社会における人権教育の推進を図ります。

1 人権感覚あふれる学校づくりの推進

(1) 人権感覚あふれる学校づくり事業【一部新】

県立学校において、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを推進するため、「人権学習指導資料」の効果的な活用、「人権教育推進協議会」の活性化、中学校区の子ども支援ネットワーク等との連携による子どもの主体的な活動の場づくり等について実践的研究を行います。また、研究の成果を広く県内に公開、発信します。

(2) 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

指定校及び指定中学校区（6指定校、6中学校区）において、「三重県人権教育基本方針」に即した「人権感覚あふれる学校づくり」の先進的な実践研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及させることを通して、県内すべての学校における人権教育の充実を図ります。

2 人権尊重の地域づくりの推進

(1) 学びを保障するネットワークづくり事業

教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るため、いじめなどの背景にある課題を解決し、未然に防止するための地域連携の仕組みとして、「子ども支援ネットワーク」を10中学校区に構築します。

また、「子ども支援ネットワークづくり」推進教員に対し、校種間連携や多様な主体との協働等、実践的な場面において支援をするとともに、研修会・交流会等を実施し資質向上を図ります。

(2) 公民館等を中心とした社会人権教育活性化支援事業（文部科学省委託事業）【新規】

社会教育における人権教育を活性化するため、公民館等を中心とした次世代リーダー育成の推進体制づくり、学習活動づくりなどについて調査研究し、その成果を県内の公民館等に発信します。

3 教育関係者の取組への支援

(1) 人権教育広報・研究事業

教職員を対象に、人権学習教材や人権学習指導資料を効果的に活用するための講座の実施、先進的な指導方法や実践事例の情報提供等を行います。また、人権教育推進に係わる相談に対応し、各学校等で人権教育が効果的に推進されるよう支援します。

(2) 人権教育研修事業

県内すべての小・中・県立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職及び人権教育推進委員会等代表者などの資質や指導力の向上を図ります。

また、人権教育について専門性をもって実践できる県立学校教職員を養成し、その人材を活用するための支援を行います。

(3) 人権問題に関する教職員意識調査事業

平成 25 年度に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」の結果を分析し、今後の「三重県人権教育基本方針」の見直しや人権教育のさらなる充実に向けて課題を整理します。

4 その他

(1) 進学奨励事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の終了までに進学奨励金の貸与の決定を受けていた者について、返還免除や返還等に係る事務を行います。

1 子どもの体力向上

(1) 平成30年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業【新規】

- ア 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催準備を、県が主体となってより円滑かつ効果的に進めるため、東海各県、県内市町及び関係部局をはじめとする多様な主体と協働・連携しながら、全県的な取組となるよう機運の醸成を図ります。
- イ 現在、全国高等学校総合体育大会に本県から参加できていない競技種目について、高等学校への部活動設置と、日々の活動及び大会出場に必要な支援を行います。
- ウ 県外のトップチームやトップコーチを招聘し、中学校の合同強化練習会や指導者研修会等を開催することによって、平成30年度の大会で主力となる現在の中学生の競技力向上と指導者の育成を図ります。

(2) 子どもの体力向上総合推進事業

・ 子どもの体力向上総合推進事業

- ア 体力向上推進アドバイザーが県内の小学校を訪問し、新体力テストの継続実施と結果の有効活用等について指導・助言を行うことにより、体力向上に向けた学校の取組を促進します。
- イ 体育・スポーツを学ぶ高校生を体力向上サポーターとして小学校に派遣し、体育の授業等で子どもたちの運動の支援を行うなど、学校の活動をサポートします。
- ウ 学識経験者、体力向上推進アドバイザー、体力向上サポーター、保護者、学校関係者等からなる「子どもの体力向上推進会議」を開催し、子どもの体力向上や生活習慣改善に向けた取組について検討を進めます。
- エ 学校における子どもの体力向上取組や、運動習慣・生活習慣・食習慣の形成に向けた取組発表等の場として「みえ子どもの元気アップフェスティバル」を開催し、広く県民に対して子どもの体力向上に関する気運の醸成を図ります。

(3) 学校体育充実事業

① 学校体育指導力向上事業

- ア 教科体育・保健体育の指導力の向上を図る研究協議会・講習会を開催します。
- イ 新体力テストの普及・定着に向けた説明会・研究協議会を開催します。

ウ 児童生徒の体力・運動能力調査の実施及び結果の集計や報告をします。

エ 学校体育研究団体等への指導・助言をします。

② 武道等指導推進事業

ア 三重県柔道協会、三重県剣道連盟、三重県相撲連盟等と連携し、指導者の人材データベースを作成・活用するとともに、地域の武道・ダンス指導者を保健体育科授業の外部指導者として中学校へ派遣し、安全に配慮した効果的な指導が行われるよう学校を支援します。

イ 保健体育科教員及び外部指導者を対象に、武道種目（柔道・剣道・相撲）の指導力向上に関する講習会を開催します。

（４）運動部活動充実事業

① 運動部活動指導者充実事業

ア 高等学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣します。

イ 高等学校及び中学校の部活動において、効率的かつ効果的な運営ができる指導者を育成するため、「運動部活動指導者研修会」及び「部活動マネジメント研修」を開催し、指導者の資質・指導力の向上を図ります。

ウ 運動部活動への関心を高めるため、県内外の大会において優秀な成績を収めた高等学校及び中学校の生徒や指導者を顕彰します。

② 運動部活動指導の工夫・改善支援事業

中学校の運動部活動における指導者不足などの課題を解決するため、地域のスポーツ指導者を外部指導者として中学校に派遣するとともに、学校全体の指導体制や指導の工夫・改善を行い、効果的な運動部活動の運営を図ります。

（５）運動部活動支援事業

① 学校体育大会開催事業

中学校、高等学校等の県体育大会、東海大会の開催に要する経費を負担します。

② 全国・ブロック体育大会引率教員旅費

中学校、高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の引率教員にかかる旅費を支給します。

③ 全国・ブロック体育大会派遣費補助事業

中学校の全国体育大会及び高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の派遣に要する経費を補助します。

2 健康教育の充実

(1) 学校保健課題解決支援事業

- 県教育委員会は、県内の健康課題とそれらへの対策を検討するため、協議会を設置します。
- 県内に数地区推進地域を設定し、市町教育委員会と連携し実践的な取組を行います。
- 課題ごとに組織された支援チームを学校に派遣し、保護者、児童生徒、教職員等に対する講話や講演会等を行います。

(2) 学校給食・食育推進事業

① 学校給食・食育支援事業

子どもが正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を推進するため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携した体制整備の支援を行うとともに、学校給食の衛生管理や異物混入防止の徹底を図ります。

また、先進的な取組の実践発表や食育推進のための食育講習会を開催します。

② 学校給食整備対策事業費

県立学校の学校給食施設のドライシステム化等の整備を行います。

(3) ライフプラン教育総合推進事業

○ 妊娠・出産等に関する高校生の学び支援事業【新規】

学校が産婦人科医、助産師等の専門家を招聘し、生徒、教職員、保護者等に対して、学校や生徒の実態に応じた妊娠、出産の医学的知識等の習得に関する講座や講習会等の開催にかかる支援を行います。

《社会教育・文化財保護課》

課長 田中 彰二
(電話 059-224-3322)

1 社会教育の推進

(1) 社会教育推進体制の整備

地域における社会教育の推進をはかるための環境づくりを行います。

① 三重県社会教育委員の会議 7名

社会教育委員の会議を年3回開催し、社会教育振興のための助言や提言を受けます。

② 社会教育関係者の交流の場づくり

県内全体の社会教育を推進するため、社会教育関係者の交流の場を設け、情報共有や意見交換、人材育成等を行います。

(2) 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業

「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進のための環境づくりについて、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組を推進します。

さらに、三重県子ども読書活動推進会議等において、今後の全県的な読書活動推進のための具体的方策等を検討し「第三次三重県子ども読書活動推進計画」を策定します。第三次計画策定後は、計画に基づく取組の推進と、県内関係機関等への周知に努めます。

(3) みえの学力向上県民運動の推進

① 学力向上のための読書活動推進事業

読書活動をとおして、子どもたちの文章を読んで内容を理解する力や、内容をまとめて書く力を向上させ、「生きる力」を育成することを目的とします。モデル事業として、民間事業者への委託により、専門性の高い図書館司書有資格者を小中学校に派遣し、教職員が、学校図書館を活用した効果的な授業実践の方法や、学校図書館の管理運営方法を学ぶための支援を行います。さらに、家庭における読書習慣の定着を図るため、司書が中心となって家族で読書を楽しむ実践を進めます。

② 学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業 【新規】

ビブリオバトル（書評合戦）をとおして、高校生の言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、高校生が自ら進んで読書に親しむきっかけをつくります。

大学や企業等と連携し、県内5地域においてビブリオバトルを開催し、津市内において三重県大会を開催します。

③ 「みえの学び場」づくり

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって子どもたち

の学力を育てていくきっかけづくりとして、「みえの学び場」を実施します。

各市町において活動する「まなびのコーディネーター」を県が委嘱し、各地域において子どもたちが学習や体験等が行えるようにします。そのために、コーディネーターは学校等のニーズをもとに、地域住民による「まなびのボランティア」を調整し、共に学びの場での子どもたちの活動を支援します。

(4) 鈴鹿青少年センターの管理運営

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて心身ともに健全な青少年の育成をはかるため、鈴鹿青少年センターを運営します。

(平成 18 年 4 月から、公益財団法人三重県体育協会を指定管理者として指定し、平成 25 年 4 月から、引き続き同協会を指定管理者として指定)

(5) 熊野少年自然の家の管理運営

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成をはかるため、熊野少年自然の家を運営します。

(平成 22 年 4 月から、(有)熊野市観光公社を指定管理者として指定し、平成 25 年 4 月から、引き続き同公社を指定管理者として指定)

2 文化財管理

(1) 文化財保存管理事業

① 保護審議会・審査会

文化財の保存と活用に関する重要事項について、調査・審議し、指定等の答申、重要事項について建議を行います。

銃砲刀剣類を文化財に準ずるものとして保護するため、審査・登録を行います。

天然記念物紀州犬・日本鶏の保存・繁殖を促進するため、優良個体の審査・登録を行います。

ア 文化財保護審議会

三重県文化財保護審議会を年 2 回開催し、県指定文化財の諮問、調査審議、答申を経て、教育委員会の議決により文化財の県指定を行います。

イ 銃砲刀剣類登録審査会

津 市：5 月 20 日・7 月 29 日・9 月 30 日・
12 月 16 日・3 月 10 日

(新規登録 6,300 円、再交付 3,500 円)

ウ 天然記念物紀州犬審査会

津 市：5 月 25 日 (無料)

エ 天然記念物日本鶏審査会

明和町：5 月 31 日 (無料)

② 指定文化財管理

指定文化財等の保護管理のための巡視調査と保護管理事務を行います。

- ア 文化財パトロール（県文化財保護指導委員設置要綱）
- イ 文化財保護連絡会議
- ウ 国・県指定文化財の保存管理への支援
- エ 国・県指定文化財の現状変更等の事務

③ 文化財保護事業

指定文化財等の保護事業に対して補助し、適正な文化財保存と活用を図ります。（計 10 件予定）

- ア 国指定文化財保護（6 件）
- イ 特別天然記念物カモシカ食害対策（3 件）
- エ 史料調査（1 件）

（2）天然記念物保存対策事業

保護対策上、調査や管理が必要なものについて、県が事業主体となり、各種調査や保存対策を実施します。

① 天然記念物食害対策

- ア 特別天然記念物カモシカ鈴鹿山地特別調査（詳細調査）
- イ 特別天然記念物カモシカ紀伊山地通常調査（モニタリング調査）

② 天然記念物保存管理

地域を定めない指定天然記念物の保存管理の資料となる現状調査を行い、適切な保存管理を実施します。

（3）世界遺産熊野古道保存管理事業

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携した取組を進めます。

- ・世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』行政担当者会議
（10 月：奈良県十津川村）

（4）活かそう守ろう“みえ”の文化財事業（予定 35 件）

みえの貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用の提案と、文化財の修復等を対にして認証・支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

- ① 国指定等文化財保護（24 件）
- ② 埋蔵文化財保護（8 件）
- ③ 県指定文化財保護（3 件）

（5）新たな地域文化発掘推進事業

- ・ネイティブ三重の文化遺産発掘・連携事業

三重県のネイティブな文化遺産を発掘し、その保存継承にかかわって

いる人々と、情報の共有や連携を図るため、後継者育成につながる事業の創造や文化遺産のもつ魅力を発信するためのリーフレットの作成などに事業を実施します。

(6) 世界に誇る三重の文化財記録事業費 【新規】

・海女習俗映像記録作成事業

平成26年度から3か年、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」について、海女漁の操業等の現況を映像記録化し、海女保存会と連携して海女漁の文化財的価値について保護継承に努めていきます。

・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録10周年記念事業

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、登録10周年記念事業に位置づけたトークセミナーを実施して、その成果を電子書籍として公開し、若い世代の学習の場で教材として活用されるようにします。

3 埋蔵文化財センター

(1) 管理運営

① 管理運営

埋蔵文化財センターの管理運営及び井田川茶臼山古墳出土鉄製品の保存処理を行います。

また、埋蔵文化財センターが収蔵する文化財の適切な保管をはかるとともに、埋蔵文化財年報を刊行し、埋蔵文化財の保護に努めます。

② 発掘調査公開活用事業

発掘調査現場を活用した現地説明会や展覧会の開催、出前講座をはじめとする各種総合学習支援事業を通じて、発掘資料の幅広い活用を積極的に図ります。

ア 普及啓発事業

出土文化財の展示公開事業を開催するほか、児童生徒及び教職員が生きた教材として埋蔵文化財を活用できるよう、出前講座を実施します。また、研究紀要を発行し、活用のための資料化を進めます。

イ 研修事業

埋蔵文化財に関する専門的知識と技術の修得のため、教職員研修、市町職員研修、行政基礎講座等を実施し、文化財保護行政の充実や学校教育、生涯学習の場における活用を推進します。

(2) 埋蔵文化財保存事業

受益者負担が生じる県公共事業地内における埋蔵文化財の状況を確認するとともに、破壊を免れない部分の緊急発掘調査を実施して記録保存を行います。

(3) 受託発掘調査事業

・受託発掘調査事業

国、中日本高速道路に係る埋蔵文化財について、委託を受け、記録保

存のための発掘調査を行います。

ア 一般国道 23 号中勢バイパス

イ 一般国道 475 号東海環状自動車道

ウ 中日本高速道路新名神（近畿自動車道名古屋神戸線）

《研修企画・支援課》

課長 谷口 雅彦
(電話 059-226-3512)

1 教職員研修にかかる庶務・経理及び財務管理

- (1) 教職員研修にかかる庶務・経理事務を一元的に行い、予算等を適切に執行します。
- (2) 三重県総合教育センターの施設管理及び教職員研修の各事業にかかる財産管理を行います。

2 教職員研修にかかる事業の企画調整

研修事業等の企画調整を行い、教職員研修の各事業を実施します。

- (1) 教職員研修の各種事業の運営にかかる基本方針の策定
- (2) 研修講座の構築及び研修事業の企画調整
- (3) 大学等教育関係機関との連携
- (4) 各研究協議会等全国・県内組織の総合調整
- (5) 派遣研修（新教育大学等大学院教員派遣、内地留学、社会体験研修、県外研修等）の実施

3 学校経営品質向上活動（学校マネジメント）研修

学校経営品質向上活動の浸透・定着を図るため、新任管理職へのマネジメント研修を始めとして、学校、教職員を支援します。

- (1) トップマネジメント研修（三重の教育談義を含む）
- (2) 推進担当者研修
- (3) 学校関係者評価研修
- (4) 学校経営品質向上活動（学校マネジメント）実践事例交流会

4 教職員の授業力向上推進事業

子どもたちの学びを支えるため、授業や学級づくりに対する教職員の専門性を高め、教職員の授業力の向上を図ります。

- (1) みえの教職員授業力向上研修事業の企画運営
- (2) 「学校・学級づくり」向上事業の企画運営
- (3) 若手教員実践的指導力向上支援事業【新規】の企画運営

5 教育相談

教育相談をとおして、子どもたちの心の問題等に適切な支援を行うとともに、学校等における教育相談活動を支援します。

また、教職員が子どもたちの心の支援を行うため、心理臨床的視点から

専門的な研修を実施します。

- (1) 教育相談
- (2) 学校サポート相談事業の企画運営
- (3) 教育相談ベーシック研修の企画運営（教育相談講演会含む）
- (4) 教育相談専門研修の企画運営
- (5) 教育相談アドバンス研修の企画運営
- (6) 教育相談地域支援研修の企画運営
- (7) 学校における教育相談活動の支援
- (8) セクシュアル・ハラスメントに関する相談

6 指導力向上支援

研修受講者の指導力や資質の向上を支援します。

- (1) 指導改善研修及び教員フォローアップ研修の企画実施
- (2) 職務遂行能力向上支援研修の企画実施
- (3) 研修受講者への指導助言

7 研修企画研究事業

- (1) 教育課題に関する調査研究
- (2) 教育情報提供
 - ①各種教育情報・資料の提供
- (3) ふれあい科学教室の実施

《研修推進課》

課長 松井 慎治
(電話 059-226-3571)

1 基本研修

より質の高い教育活動を行うため、教職員の経験年数や役割に応じた研修を実施し、実践的指導力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の喚起を図ります。また、授業力の向上をめざすため、みえの教職員授業力向上研修事業による研修を実施します。

- (1) 教諭研修（初任、教職6年次、教職経験11年次、授業実践研修及び学級経営力・生徒指導力向上研修を含む、スパイラル研修※任意）
- (2) 養護教諭研修（新規採用、教職6年次、教職経験11年次）
- (3) 栄養教諭研修（新規採用、教職6年次）
- (4) 特別支援学級等新担当教員研修
- (5) 幼稚園等教員研修（新規採用、教職経験11年次）
- (6) 常勤講師等研修（常勤講師、養護助教諭、学校栄養補助員 等）
- (7) 採用前研修※任意

2 管理職研修

新任管理職を対象に研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、学校マネジメント力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

- (1) 管理職研修（新任教頭、新任校長）

3 学校事務職員研修

学校事務職員を対象に経験と役割に応じた研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、学校マネジメント力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

- (1) 学校事務職員研修（新規採用、経験者、主査前期、主査後期、共同実施リーダー等）

4 教科等研修

教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化および指導技術の向上をめざします。

- (1) 各教科の研修、英語指導力向上集中研修、小学校外国語活動、道徳、総合的な学習の時間
- (2) 授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座）
- (3) 理数系教員養成拠点構築プログラム事業（三重大学と共同実施）
- (4) 理科の観察・実験指導等に関する研究協議（文部科学省の委託事業）

5 テーマ研修

さまざまな教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施します。

- (1) 人権教育研修
- (2) 特別支援教育研修 *
- (3) 多文化共生教育研修
- (4) 外国人児童生徒教育研修 *
- (5) キャリア教育研修 *
- (6) 学級経営研修
- (7) 生徒指導研修
- (8) 乳幼児教育研修
- (9) 環境教育研修

*は「今日的教育課題に対応する研修」としての位置づけ

6 情報教育研修

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上をめざします。

- (1) 情報教育研修（情報モラル、プレゼンテーション等）
- (2) 教員ICT活用指導力向上講習会

7 職務・職能研修

職務に関する知識・理解の拡充と深化及び技能・技術の向上をめざします。

- (1) 養護教諭研修
- (2) 学校給食栄養管理者研修
- (3) 学校給食関係職員研修
- (4) 実習助手研修
- (5) 学校事務職員研修
- (6) 学校司書研修
- (7) 現業職員研修
- (8) 管理職研修
- (9) コーチング研修

8 ブロック別研修

市町教育研究所等との連携による、教科等を中心とした共催講座を開催します。

9 ネットDE研修

インターネットを活用した研修として、教科、教育情報や今日的な教育課題等の講座をパソコンで「いつでも・どこでも・なんどでも」受講できる環境を引き続き整備します。